

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 2021.1.31まで	2019.7.22 カトマンズで (同日)	日本側 西郷正道在ネパール大使 ネパール側 ラジヤン・カナル財務省次官	2019.8.1 105号
ネパール	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	378,000千円 2027.12.31まで	2019.7.22 カトマンズで (同日)	日本側 西郷正道在ネパール大使 ネパール側 ラジヤン・カナル財務省次官	2019.8.1 106号
ネパール	人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入	250,000千円 2025.12.31まで	2019.7.22 カトマンズで (同日)	日本側 西郷正道在ネパール大使 ネパール側 ラジヤン・カナル財務省次官	2019.8.1 107号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。